

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称	通関業法
規制の名称	通関業制度の見直し
規制の区分	新設、改正（拡充、緩和）、廃止
担当部局	関税局業務課
評価実施時期	令和5年3月
事前評価時の想定と比較	<p>①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無 規制に対して、社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定していなかった影響は生じていない。</p> <p>②事前評価時におけるベースラインの検証 規制の事前評価後、規制に対して、社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、ベースラインに変更はない。</p> <p>③必要性の検証 輸出入申告官署の自由化への対応及び通関手続を取り巻く環境の変化への対応のためには、引き続き規制は必要である。</p>
費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握	<p>④「<u>遵守費用</u>」の把握 通関士の設置免除の特例の廃止に係る新たな通関士設置費用が発生したことが考えられるが、発生したコストは限定的である。また、その定量化は困難である。</p> <p>⑤「<u>行政費用</u>」の把握 業務改善命令が可能となったことにより発生した行政費用は限定的である。また、その定量化は困難である。</p> <p>⑥効果（定量化）の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業区域制限の廃止に併せて AEO 通関業者による輸出入申告官署の自由化が実現した。また、通関業者における事務の効率化及びコスト削減が可能となった。 ・ 通関業者が提供するサービスの内容やコストに応じて、自由に通関業務料金を設定することができおり、通関業者の公正かつ自由な競争の確保が可能となった。 ・ 通関士の設置免除に係る特例の廃止については、営業所において通関士が確保されることとなり、地方港の貿易量の増加や取扱貨物の多様化に対応し、通関の適正化・迅速化に資することになった。 <p>また、専任の通関士の要件の緩和については、複数の営業所を兼任している通関士は増加しており、通関士の柔軟な設置に寄与することになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務改善命令については、業務停止や許可の取消しに至る前に、業務改善命令により、当該通関業者の適正な業務の運営が可能となった。 <p>なお、上記に係る効果の定量化は困難である。</p> <p>⑦<u>便益（金銭価値化）</u>の把握 通関業者から提出された営業報告書を基にした通関業者の全事業収入に占める通関業収入の割合が増加した。</p> <p>⑧「<u>副次的な影響及び波及的な影響</u>」の把握 通関士の柔軟な設置及び営業所の柔軟な設置が可能となったことにより、通関業者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時において、集団感染のリスクを軽減しつつ、その事業を継続することがより容易になった。</p>
考察	<p>⑨把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証 規制により発生する遵守費用及び行政費用は限定的である一方で、通関業者による輸出入申告官署の自由化への対応が可能となっている。また、営業所の統廃合による事務の効率化及びコスト削減等が可能となることにより、通関手続を取り巻く環境の変化への対応が図られている。さらに、通関業者の全事業における通関業収入の割合が増加している。</p> <p>以上から、規制に係る費用は限定的であり、一定の効果・便益があると認められることから、規制を継続することが妥当であると考えられる。</p>
備考	